

## 平成27年度 第1回 米子市図書館協議会・会議録（概要）

○日時 平成27年6月5日 金曜日 午後2時から午後3時半

○場所 米子市立図書館 研修室（2階）

○出席者 委員

渡邊 眞子、本池 弘昭、辻田 賢次、大江 忍、小谷 幸久、辻谷 由美、鷺見 裕貴  
事務局

（米子市立図書館）木下館長、（一財）米子市文化財団 大野主査

（米子市教育委員会）平木事務局長、永見生涯学習課長、安田課長補佐、横木主幹

○欠席者 委員

藤原 厚子、今出コズエ

○傍聴者 4名

○報道関係 4社

### 【協議会の概要】

○開 会

事務局より開会

藤原委員、今出委員の欠席を報告

○会長挨拶

○事務局紹介

○委員挨拶

各委員自己紹介

### 事務局

副会長の選出ですが立候補ありませんでしょうか。

### 事務局

無いようでしたら、推薦はありませんでしょうか。

### 辻谷委員

事務局案はありませんでしょうか。

### 木下館長

事務局案として、学校の現場を見ておられ、今は幼稚園という違う立場にもおられる辻田委員さんを推薦します。

（拍手）

### 事務局

では、副会長は辻田委員さんをお願いしたいと思います。

副会長として一言挨拶をお願いします。

### 辻田副会長

挨拶

## 事務局

これからの議事進行については渡邊会長にお願いします。

## 渡邊会長

平成26年度の事業報告と27年度の事業計画及び予算については事前に配布されておりましたので短めに概要を話していただいて、図書館の管理運営についてが焦点になると思いますので時間を割いてください。

## 木下館長

「平成26年度事業概要報告及び決算見込について」並びに「平成27年度事業計画及び予算について」を説明)

資料1ですが、26年度の実施事業等ということで上げさせていただいております。2ページ目の最後の数字を見ていただいてもおわかりいただけますように、事業数、参加者数ともに非常に増えていきます。

1ページに戻りまして、ボランティアの方にご協力いただいております「おはなし会」は参加者が増え、年間で約2,500人となっております。リニューアルと同時に充実させた「ビジネス支援事業」につきましても、県内各機関との連携で7つの相談会を行ないましたが、徐々に利用が増えております。

研修室が4つに増え、講演会等の事業が増えました。ビジネス支援や法律情報関係では県や市の担当課と連携して行なったものもありました。今後も関係機関と連携してこうした講演会等を行なうことで利用者の方に情報提供していけたらと思っております。

2ページ目の中程に「展示」とありますが、多目的スペースの利用も増えております。ここに載せておりますのは図書館の主催・共催の展示のみですが、個人や団体での利用も多く、ほとんど空いた時期が無い状態でした。

図書館見学や視察も多くあり、小学校が6件、幼稚園が2件、養護学校・高校が3件、公民館が1件、他市等の視察が7件でした。利用拡大にも繋がりますので今後も積極的に受け入れていきたいと思っております。

また、国立国会図書館のデジタル資料送信サービスが平成26年1月から始まりましたが、米子市立図書館でも配信を受けられるよう整備を行い、諸手続きをし、今年2月よりサービスを開始しました。これにより国立国会図書館の約130万点のデジタル化された資料を閲覧・印刷することができるようになりました。

続きまして資料2ですが、平成26年度図書館費決算明細書ということであげさせていただきます。

不用額の主な内訳ですが、大きなところは委託料と使用料及び賃借料です。委託料の方残は入札による残、実績による残などで、4,620,955円となりました。また、使用料及び賃借料では、新たにマイクロフィルムリーダーを設置しました。入札時期が遅くなったために予算が残ったものです。印刷製本費では新たに子供用の利用案内を作成しました。

図書資料費では、「学校図書館支援図書拡充事業」として調べ学習用図書、長期貸出用図書を2,190千円分購入しました。

4ページは一般財団法人米子市文化財団への委託料の決算額の内訳です。

歳入ではリニューアルを機に雑誌スポンサー制度を導入しました。26年度は13事業者40誌に申込があり約25万円の歳入がありました。

続きまして資料の3「平成27年度事業計画及び予算について」説明をさせていただきます。

昨年に引き続き基本方針に基づき施策を行なってまいります。新しく行なうもののみご説明いたします。

#### (1) 利用者サービスの充実

5月から新たに「健康長寿コーナー」を設置しました。チラシを配っておりますが、元気に長生きするために役立つ本（食事療法、健康体操、音読等）を揃えました。

また、それぞれのコーナーにテーマを決めて関連した本を展示しており、26年度は36のテーマ展示を行ないました。6月は一般では「食育と食農」「吉田松陰の生きた時代」、ビジネス支援コーナーに「伝える力」、法律情報コーナーには道路交通法の改正に合わせて「法律と交通ルール」、健康情報コーナーには「胃腸力が健康のカギ」、歯と口の健康週間に合わせて「口腔ケアを見直してみませんか?」、児童図書室には「読みメンになろう」の展示を行なっています。利用者に興味を持っていただける仕掛け作りを今後もしていきたいと思っております。また、今年度も市役所各課あるいは他の施設との連携を図り、利用者ニーズに的確に対応できるよう努力していきたいと思っております。

#### (3) 図書館ネットワークの強化

昨年10月から11月にかけて、鳥取県立図書館が中心になって「図書館へ行こうキャンペーン」を実施し、新規登録者とその方を誘って来館された方に特製クリアファイルをプレゼントするという事業を実施しました。図書館の利用者の掘り起こしということで、県内の図書館が協力して取り組みました。今年度は6月を「読みメン月間」としてお父さんやおじいちゃんに子どもと絵本を読む楽しさを知ってもらおう事業を行なっています。図書の相互貸借もそうですが、単独ではなくいろいろな形で県内の公立図書館と一緒に効果的に事業を行なっていきたいと思っております。

また、昨年12月から鳥取大学が行なっておりますサイエンスアカデミーを生中継で受講することができるようになりました。今年度は利用拡大に向け広報に努めていきたいと思っております。

#### (7) レファレンスの充実

昨年12月に、国立国会図書館のレファレンス共同データベースの参加館になりました。また、今年度は日本海新聞の記事検索を利用できるようにいたしました。新たに情報収集の幅が広がり、レファレンスにも役立っていくと考えております。

#### (11) 文化活動の支援

今年度から新たに「漢文を楽しむ会」が「こどものための論語教室」を始められました。まだ参加者は少ないですが、こうした子ども向けの会は初めてですので広報等で支援していきたいと思っております。

「3 主要事業等の内容」では例年行う事業が中心ですが、それに加えて新米子市誕生10周年記念講演会を9月に開催する予定です。

続きまして資料4の平成27年度図書館費の予算明細書をご覧ください。平成27年度の当初予算額は119,599,000円です。

中ほどの通信運搬費には、有料データベースの費用が新たに入っております。工事請負費は返却ポストの所に雨よけの底を取り付ける予算を計上しています。26年度は雑誌・新聞を合わせた図書資料費は25,860,000円でしたが、今年度は26,971,000円で1,111,000円の増となっております。米子文化財団への委託料は57,248,000円で、財団職員数は昨年度と同じで15人です。

資料5は図書資料費の推移です。

続きまして「図書館の利用状況」と参考資料の「蔵書統計」についてご説明いたします。  
旧図書館の23年度比で、貸出利用人員は1.62倍、貸出冊数では1.47倍、来館者数は1日平均約1,000人となっております。

26年度の年間での貸出冊数は621,083冊で、1日平均が2,156冊です。ジャンル別では25年度に引き続き「児童」が1位となり、30%を超えています。児童図書室が広くなり蔵書数も増え子どもさんを連れての利用が伸びたと考えられます。市民一人当たりの貸出冊数は約4.1冊です。

表にはありませんが、26年度の新規登録者数は3,280人でした。また、過去1年間に貸出を利用した人は約15,000人で、そのうち米子市内の方は13,200人でした。

今年度も引き続き利用拡大に繋がるよう広報に努めるとともに、来館のきっかけとなるよう講演会なども計画していきたいと思っております。

13ページの「蔵書統計」をご覧ください。26年度末で蔵書冊数は273,794冊で、25年度末からは約1万4千冊増えております。増えたうちの30%が児童書になっています。ICタグを取りつけICゲートを設置したことで不明本が大幅に減少し、平均で700冊以上あったものが50冊程度になりました。

以上です。

#### **渡邊会長**

質問がありましたらお願いします。

リニューアル整備の際に子どものコーナーが広過ぎるのではないかとの声もありました。読み聞かせをしています、1回で50名から70名でいっぱい溢れてしまう。入りきらない状態です。貸出の本も新しい本もなかなかすぐに入れてもらえない現状です。広がったからゆったりというわけではなく、おはなし会の時は入りきらない現状ですのでお伝えしておきます。

#### **木下館長**

設備も授乳室や幼児用のトイレができたり、おはなしのへやができたり、椅子も増えたりで土日を中心に家族連れでたくさんの方に来ていただいています。子どもさんにたくさん本に触れていただきたいと思っておりますので、児童書も徐々に充実させていきたいと考えています。

#### **渡邊会長**

マナーの面で以前に声が出たということで、子供さんたちが賑やか過ぎる。わかりやすく「図書館では静かにしましょう」とかいうパネルなど工夫してほしいと思っております。

無いようでしたら、「4 図書館の管理運営について」に移らせていただきます。

#### **安田課長補佐**

今回は、議会指摘により開始した運営体制の検討状況について説明したいと思います。

検討を開始する契機となった議会指摘の主旨、それぞれの指摘に対する市の考え方、検討した内容について説明します。

検討の契機ですが、議会の指摘があったことによるものです。その指摘は

- ・ 図書館の館長と委託先の職員との関係が、労働者派遣法に抵触するおそれがあるのではないかと。これが平成25年12月議会の指摘です。
- ・ 職員が働きやすい職場環境にするという観点から現在の一部直営、一部業務委託という運営形態は、直営あるいは指定管理者に一本化するべきではないかと。これが平成26年3月議会のものです。
- ・ 館長が委託先の職員に業務上の指示を行う場合、非効率な面がある現在の管理運営体制についてどのように取組もうとしているかと。平成26年12月の指摘です。

指摘があったことに対する検証、回答ですが、市の職員である館長が委託先である文化財団の職員に直接指示、命令を行うと労働者派遣法に抵触するおそれがある。それを避けるため、委託業務管理責任者を通じて協議、調整を行っており、組織体制のあり方として問題が残ると考えております。直営あるいは指定管理者に一本化すべきではないかということに対してですが、指定管理者制度の導入も含めて研究をする必要があると答えております。業務上の指示を行う場合、非効率な面があるということに対してどのように取組もうとしているかということには、より効率的な運営体制の構築のために調査・研究を行う必要があると回答しております。

資料7-1ですが、これは今までの図書館の経緯を示したものです。

資料7-2ですが、労働者派遣事業とはということで模式図を載せています。米子市は「請負」に当てはまります。注文主と労働者には結びつきがありません。米子市に当てはめると注文主は「市」、職員と言えば「館長」。請負業者は「米子市文化財団」職員と言えば「委託業務管理責任者」。労働者には米子市文化財団の図書館職員になります。市と文化財団とは請負契約がありますので協議・調整をしますが、市と労働者とは関係がありませんので協議・調整は米子市文化財団の委託業務管理責任者を通じて行なっているというものを表した図です。

労働者派遣事業についてですが、労働者派遣、請負のいずれに該当するかは、契約形式ではなく、実態に即して判断されるものです。労働者派遣事業に該当せず、請負により行われる事業に該当すると判断されるためには2つの要件があります。第1に、当該労働者の作業の遂行について、当該事業主が直接指揮監督のすべてを行うこと。本市に当てはめると、米子文化財団職員については、財団が直接指揮監督のすべてを行うこととなります。第2に、当該業務を自己の業務として相手方から独立して処理すること。これを当てはめると、市の職員が行う業務と財団職員が行う業務が独立して処理されていることが要件となります。

地方公共団体と民間事業者との間で締結する契約には、「請負契約」や「委託契約」などがありますが、契約の名称に関わらず、実際の業務において、地方公共団体が民間事業者の労働者に対して、指揮命令を行ったとすれば、それは労働者派遣事業であるとみなされることとなります。

つきましては、米子市文化財団の職員である委託業務管理責任者を通じて協議、調整を行っており、法に抵触しない形で運営していますが、館長が直接、委託先の職員に業務上の指示を行うことができないので、組織体制のあり方として問題が残ると考えております。

資料7-3 鳥取・島根の各市における図書館の運営状況についてですが、調査を行った10市のうち直営が7市と一番多く、業務の一部を外部委託している市が2市、これが米子市と松江市です。指定管理者制度を取っている市が1市となっています。職員体制は、直営7市のうち、正職員を配置している市は6市ですが、正職員の人数は1人から複数人とばらつきがあります。

資料7-4 運営形態の比較については、メリット・デメリットをあげているものです。この表につきましては、一般的に言われているものではなく、本市の現状とそれを変更した場合について想定したものです。現在の直営一部民間委託を含めて4形態（直営一部民間委託、完全直営、公募による指定管理者制度、公募によらない米子市文化財団を指名した指定管理者制度）が考えられると思っています。本市にとっての重要なメリットとしましては「市の意向が直接運営に反映される」「指揮命令系統が統一され、効率的になる」と考えております。また、本市にとって「非効率な組織運営」「管理運営コストの増」「コスト縮減が職員の待遇低下、サービス低下につながるもの」「安定した運営ができない体制」については大きなデメリットと考えております。表の中ですけど、本市にとって大きなメリット・デメリットと考えますのは、現在の場合であれば、メリットは市の意向が直接運営に

反映されること、またデメリットとしては、正職員は委託先職員に直接の指揮命令ができず、非効率な面が残っていることです。その下の完全直営ですが、メリットとしましては、市の意向が直接運営に反映される点、デメリットとして考えられますのは、職員の異動がない場合、管理運営コストが多大なものになる可能性がある。あるいは、それを避けるために非正規職員の雇用率が高くなる。その場合、職員の雇用が不安定になったり、経験の蓄積が困難になる可能性が考えられるということが言えると思います。その下の公募による指定管理ですが、本市にとって大きなメリットというのは考えられないのかなと思います。対しまして、営利企業が受託先となった場合、コストの縮減が職員の待遇低下につながる恐れがある。コスト面が優先され、採用職員の資質にばらつきがある場合、利用者に対するサービスの質が低下する。指定期間ごとに指定管理者が変わると、図書館としての安定した運営、ノウハウの蓄積ができないということが本市にとって重大なデメリットと考えております。その下の米子市文化財団を相手方とした指定管理、いわゆる指名指定管理を取った場合は、本市として大きなメリットと考えられるのは、組織の管理運営面で指揮命令系統が統一され、結果効率的になると考えております。

運営体制の変更にあたっては、サービスの水準を落とさないことが大前提であると考えておりますし、また、運営体制を変更するとすれば、協議会とよく相談し、理解を得て変更するものであると考えており、引き続き協議する必要があると考えております。

#### **渡邊会長**

まず、大事なことは、図書館というものがどれだけ大切なものか、メリット・デメリットだけで判断することなく、本来の図書館のあるべき姿、図書館がどれだけ大きな力を持っているか、私たち市民にとってどれだけ大切な場所かということ念頭に置いた上で意見を述べていただきたいと思います。協議会の委員の体制が半分変わりました。去年から、「直営一部委託のままなのか」「完全直営に戻そう」「財団指名で指定管理もあるのではないか」といろいろ議論してきましたので、初めて見られた方は、これは何だろうという方もおられると思いますので、今日は忌憚のない意見交換をしていただきたいと思います。米子市立図書館に対して思っていたこと、指定管理ということへの疑問、不安感などどのような意見でもいいと思います。

教育委員会の方もサービスの水準を落とさない、図書館の質も落としてはならないと言っています。この中で一番いい選択肢を考えていかなければならないけれど、忘れてはならないのは図書館の本質的なこと、図書館がどれだけ大切なものか、どうして直営でなければならないのかということです。

資料7-1 平成17年6月、市の公の施設のうち指定管理にする施設を決定する際図書館は直営一部業務委託を堅持することになったと書いてあります。堅持というのは堅く守って譲らないということなんです。この時は直営ということで明示されています。

労働者派遣事業のところですけど、今までの中で困ったことあるいは偽装請負になるんじゃないかということはありませんでしたでしょうか。

#### **安田課長補佐**

それは無いということで認識しております。

#### **渡邊会長**

完全直営のデメリット側の「管理運営面で民間の自由な発想に基づくノウハウが活用できない」というのがよく分からない。完全直営になれば、司書の資格を持った専門的な職員から自由な発想に基づく企画がなされるのではないかと思うが、デメリットに入っている。どのようなところがデメリットになるのか教えてほしい。

#### **安田課長補佐**

民間の方が入れなくても自由な発想に基づく企画が出るというのは承知しています。

#### **渡邊会長**

それはデメリットではないと思います。活用できます。また教えてください。

もう1点、「異動があることにより職員の経験度は必ずしも深まらない」とありますが、図書館というのは専門職、司書の資格を持った方たちが運営していくので頻繁に異動があるのか。図書館は専門職の人でないとできないと思うのでここも理解ができない。もう少し説明をお願いします。

#### **安田課長補佐**

米子市の職員であれば人事異動があるので、それを想定しています。

#### **渡邊会長**

完全直営にした場合には一般の方が図書館を運営していくのは無理なことだと思うので、やはり専門職の人を募集しないといけないと思うのでデメリットにはならないと思います。

#### **安田課長補佐**

現在も、必ずしも専門職員を置いておりませんので、その延長で記述したものです。すべてを市の職員でとした場合、現在の制度であれば異動がありますのでそれを反映した記述です。

#### **渡邊会長**

図書館は特別のところですので、資格を持っていないと本のノウハウが分からないので見過ごせない部分だと思います。

#### **辻谷委員**

市の職員で採用する場合、どこのセクションに行っても仕事をされますよね。そういうことで募集するのではないのでしょうか。

#### **渡邊会長**

でも、図書館というのは専門性を持った方でないと運営できないですよ。

#### **辻谷委員**

会長さんの言われることは分かりますが、直営にするということは市の職員が人事異動の中で図書館に来ることなので、図書館に来る方が必ずしも図書館を勉強された方が来るとは限らなくなってしまいますよね。

#### **渡邊会長**

上に立たれる方は管理運営のノウハウを持った方であればいいと思いますが、実際司書の資格を持っているからこそきちんと分類ができ、きちんとした受け答えができる。完全直営に戻すとなると図書館業務というのは特別な仕事だと誰しも分かっていることなので、募集をかけるときのことをつくっていかなければならない。

#### **辻谷委員**

非常勤として市の職員を募集する時は、司書の資格が要りますとかは求められるわけですか？

#### **永見次長**

ここで完全直営ということでメリット・デメリットをあげておりますけど、完全直営と申しまして、今議論されていますようにすべて常勤の一般職員を図書司書として採用する場合と、そうではなくて非常勤、任期付きの非常勤職員あるいは短期の臨時職員を図書司書を持っている者を採用する場合など、仮に完全直営をする際にどれにするかということは現時点では言える状況ではないですが、完全直営にもいろいろな手法があると思います。

## 辻田副会長

検討の契機というところで、議会から抵触するのではないかという質問があったということで、これに対する答弁はそういうふうにしたのか。資料7-2の図式で、それが守られているのであれば問題はない。そういう答弁ではなかったんですか？

## 永見次長

25年12月の指摘に対しまして市が答弁したのは、市としてはあくまで請負契約をしているので、労働者派遣法による労働者派遣事業にはあたらないと考えている。ただ、議員の指摘についてはもう一度精査して検証してみるというところで、私どもの判断としては法に触れることはないと考えていると発言しました。ただこの直営一部民間委託というのは、米子市だけでなく全国でも取り入れているところがあります。そういうところの現状を調査・研究させていただいて、もし必要な措置を講じるべきところがあるとすれば更なる改善を加えていくということで、調査・研究の時間をいただいたところでございます。

## 渡邊会長

同じ形態を取っている松江の例を説明していただけますでしょうか。

## 安田課長補佐

松江市は松江市立中央図書館、島根分館、東出雲図書館の3館で、直営ですが一部業務を委託しておられます。内容としましては「図書館の奉仕業務」これは窓口業務等になります。「図書館資料の管理業務」、「その他の関連業務」これは他の施設との連絡調整やボランティアの受入れを委託に出しておられます。職員体制は正職員が6名、非常勤3名、臨時職員の体制と伺っています。

## 渡邊会長

上手くいっているんですね？席を並べているのか、職員が聞きに行くとか。

## 安田課長補佐

館長は同じ部屋にいらっしゃらないということで伺っています。本館は別の部屋、島根分館は同じ部屋、東出雲図書館は建物が別という形を取っておられます。

## 渡邊会長

館長の名のもとに違う部屋にいらっしゃるということですね？それで上手くいっているんですか？

## 安田課長補佐

それでトラブルがあったということは聞いておりません。

## 渡邊会長

もう1つ確認ですが、資料7-4です。財団を指名指定にした場合、デメリットの方に行政の関与が希薄になるというところを、例を挙げて教えてください。

## 安田課長補佐

指定管理になりますと、指定管理でお任せしたところの職員さんだけの運営になりますので、そういうイメージにつながる恐れがあるということです。実際にはそうではありませんけれど、イメージ的にそうもたれるということです。

## 渡邊会長

行政関与が希薄ということは、例えば大事な会議に財団の職員が代表として意見を申すことができるんでしょうか。市議会の方に伝えたいとか、議会に参加することは可能ですか？

## 安田課長補佐



指定管理者制度にしましても市とのつながりは強固ですので、問題なく意思疎通をしなければならぬし、できると思います。

#### **渡邊会長**

行政の関与が希薄という書き方ですが、大事なことを決めるときに最終的に議会の中に入っていった意見を述べるということができるという解釈でいいでしょうか。今後財団指名にしても公募にしても、指定管理になったときには、その職員だけで管理運営をするので、何か問題はないか、意見はないかといったときに、行政の長の人が出て行くわけで、現場の代表は大事な会議に出て行けないということでしょうか。民間ですから市民の意見が反映されなくなる、通りにくくなるのではないのでしょうか。

#### **安田課長補佐**

指定管理でお任せしているところの方が議会に出て行って意見を述べるということはないと思うんですけど。

#### **永見次長**

私どもが指定管理をもう決めたとか、こういう方向性を持っているということではないので、はっきりした見解はできませんが、図書館以外で文化施設や体育施設で指定管理者制度を導入しておりますが、民間事業者と指定管理契約の上運営をお任せしたからといって、行政と縁が切れるということではないと思っています。契約内容に基づいて日常的な運営や管理について意見交換を進めていながら、行政が求める館の運営あるいはそれに基づく業者の責任責務を確実に着実に遂行していただくような施策は必要だと思います。ここで書いておりますのは、行政の関与が希薄になるといっているのではなく、そういうイメージを持たれる可能性があるということを言っているものです。それぞれ皆さん主観は違いますので、今は市の職員がここにありますので、基本的なことで協議や関わりをもっていますが、市の職員がいなくなると市から遊離したイメージを持たれる方もいるのかなということを書いています。

この表についてはメリット・デメリットを整理する中で、できるだけ市の恣意的なものは排除しようとして作ったつもりです。さまざまな図書館を応援していらっしゃる方の論説を踏まえながら整理したつもりです。

#### **渡邊会長**

まだまだ意見交換をするべきだと思います。会長自らこういうことを言うのはおかしいなと思っていますけど、皆さんがいきなりこれをもらわれたら、どこからつついていこうかという気持ちもあると思うので、忌憚のない意見交換ができる突破口として私も意見を述べさせていただきます。先ほど言われた図書館以外は指定管理に出ているということですけど、スポーツ施設とかそういうところに関しては社会教育法とか図書館法とか守られているものがないんです。図書館に関しては図書館法があり社会教育法があり、守られるべき法があるんです。そのことを踏まえた上で、図書館だけが出ていないのもう出してもいいんじゃないかという安易なことだけは考えないようにしたいと思います。

#### **辻田副会長**

現行のやり方ではデメリットで問題になるのは、職員に直接館長さんが指揮命令できなくて、非効率的な組織運営になるということではないかと思うのですが、さっきお話を聞いていましたらそういった事実は今まで無いですよ。非効率的な運営は無かったと言われる。じゃあ、具体的にこういうことができなくて困るというのはどういう事例が想定されるのでしょうか。これが無ければ今のやり方で問題はないということではないのでしょうか。どういったときに非効率なんですか。

#### **木下館長**

法に抵触するようなやり方をしているわけではない。財団の職員に対して指示であったり協議をする時には、直接はせずに業務管理責任者を通すというのが請負のやり方ですので、その場その場で直接職員に行なうのと比べると非効率な面があるということです。

#### **辻田副会長**

突発的なことについては対応できないにしても、運営についてはだいたい分かっておられると思いますので、それを全部雇用の条件に盛り込んでしっかりやってもらえれば、今のやり方で抵触する恐れがあると言われても、そういうことは無いようにしていますと言ってこのまま続けることもできるんですよ。

#### **渡邊会長**

このまま現状を続けることもできるということと、元々平成2年からねじれたままでここまで来てしまいましたので、これをいい機会に直営に戻すというために当初協議会が開かれたと思うんです。せっかくのいい機会に経済的なことだけで、絶対米子の経済状況ではダメだと言で終わらせるのではなく、お金がないから鳥取県の中で唯一直営でない、直営とは名ばかりです。全国に誇れるライブオブザイヤーを取った鳥取県立図書館がある鳥取県の中で、唯一米子市が指定管理に出されるのは悲しい思いです。でも今ここまで協議されている機会に話し合っ、お金がない、財団に任せて今まで安心だったからいいじゃないかということではなく、経済や管理運営の問題だけで片付けるのではなく、西部の中核である米子市の図書館がリニューアルされて、ついには完全直営まで戻ったという例があってもいい。お金がないからあきらめようとか、管理運営でここだけが法に触れなかったらいいんじゃないか、これが最大の方法なのかという忌憚のない意見交換できる最大のチャンスなんです。皆さん良識ある意見を願います。

#### **小谷委員**

他の館の直営というところを見ても、出雲市は正職員8名とありますけど、7館で8名ですよ。そうすると1館でだいたい1人の現状です。あとは非常勤です。この非常勤の待遇が、市が募集する時の待遇と財団が募集している待遇とどのように違うんですかね。というのは、今の場合は一部委託ということで館長と事務職員さんが1名いて、あとは財団が募集しているんですよ。だから全員司書の資格を持っている方が配属されている。そういうことのメリットを取るのか。市が非常勤職員を募集する場合とどのように違うんですか？

#### **渡邊会長**

費用面ですよ？

#### **永見次長**

人件費についてですが、現状で図書館の財団の職員さんは当然財団で雇用されているので、財団の人件費の規定の中で賃金が決まっていると思っています。機関が違いますので、市の方からどうこう言う立場ではないですが、委託契約していますので、職員の数とか人件費は事前に確認させていただいて、それが適当であろうということで委託契約に至っております。これが市の方で非常勤職員を採用するときにいくりにするかということはいろんな職種で採用しているので、各業種によって決めていくこととなりますので今の段階で図書館職員として非常勤を採用した場合、財団を上回るのか下回るのかということはお答えしかねます。

#### **渡邊会長**

市の方の非常勤でということは考えられますよね。

#### **小谷委員**

臨時職員を市の方で採用するとなれば期限がつきますよね？

**永見次長**

期限付きです。

**小谷委員**

財団が募集すると正職員ですか？

**永見次長**

資料7-1ですけど、右下、正職員5名、嘱託職員5名、短期臨時で5名です。

**渡邊会長**

米子市直接の雇用については決まったものが無いわけですから、文化財団と同じく委託料の5千7百万を使って、雇用しようと思えばできる。

**永見次長**

費用面で見れば否定できるものではないと思います。

**渡邊会長**

とてもいいご意見で可能性ありますよね。

**永見次長**

山陰10市の例であげましたけど、10市の中でも直営しているところがあって、だいたいのところですがすべて正職員というところはないことがご覧いただけたと思います。その中でその他の職員については嘱託職員だとか臨時職員で措置されている。出雲ですとか松江ですとか鳥取はいくつかの図書館をお持ちです。複数のところは図書館が課という構成をされています。そのためにある程度一般職員がいて全体庶務をするという傾向が見えます。ですから1館の場合は1人だったり少ないのかなと思います。

**渡邊会長**

今回図書館協議会に新しく入られた方もおられまして9名で、任期が27年10月31日までとなっております。新しく入れ替わるたびにまた最初からになります。再任は拒まないということも入っていたと思いますので、なるべく事情が分かった方たちが気持ちを出せるような、勉強会も含めまして、米子市の大事な財産であります図書館に関して忌憚のない意見交換ができる場を設けていただきたい。皆さんが十分に意見をつくしていないので、このままでは諮問は出来ないと思われていると思います。どれを選択していいのかわからないまま諮問してもというのが教育委員会のご意見ですよ。また今せっかく任命いただいております10月31日までで終わりですよと、おまけに残念ながら全国的な回数から見ても米子市図書館協議会というのは年2回の予算しか取っていらっしやらないんですね。わずか2回の中で今後の図書館管理運営がどうなっていくのかを審議できる機関にはならないと思います。なおさらそれを新しい人たちに入れ替えた場合、もっとひどいことになってしまう。もう教育委員会に一任するしかないんじゃないとか、それは良くないことですので、協議会があって市民の忌憚無い意見交換ができる場があるならば、ぜひとも回数を増やすことを今後の課題に入れていただきたいし、しっかりと皆さんが受け止めて勉強される、審議できる体制を整えていただきたい。

**安田課長補佐**

資料7-4の完全直営のデメリット「管理運営面で民間の自由な発想に基づくノウハウが活用できない。」ということの説明せよということで、即答できなくて申し訳ありません。完全直営であります市の予算がありまして、予算化されたことしかできないということで、自由なことができにくいということを表現したものです。

## 辻田委員

結局委託する場合でも委託料が出てくるので一緒じゃないですか？

## 渡邊会長

デメリットではなくて、市の意向が直接反映されて、自由な発想に基づくノウハウがメリットの方で活用できるのではないかと思います。お金が無いなら無いなりのいろんなことができる。

## 鷲見委員

資料7-4で無理やりにメリット・デメリットを書いて、客観的にしようという現われだと思うんです。図書館で借りたい人というのは本が好きなんです。その本を利用する人の意向が一番大事です。いい本がある、ためになる本がある。仕事の遅い人は夜10時くらいまで図書館が開いてないかと、今は月曜日が休みですけど、月曜日でも来れたらいいなというのが意向なんです。そういうことをやろうとするとお金の問題で、直営にしようが委託にしようが難しいと思うんです。ボランティアとか寄付によってできないか。ボランティアを活用して10時までできないかとか月曜日もできないか、そういうことも含めて直営とか指定管理だとか考えていった方がいいと思います。図書館を個性的にしないといけない。個性的にするためには運営を自由自在、臨機応変にしないといけない。法律もありますが、堅苦しい議論に陥らないようにしたらどうかと思っております。

## 渡邊会長

市民が求めるいろいろなサービスに対して対応できるのは、直営でないと無理だと思います。請負ったところは決まった予算の中で残業代とか手当てが出なくなってしまいますので、今頑張って働いている司書の人たちは薄給の中で10時までに何とかこなさないといけないとかそういう弊害も出てきますよね。

## 鷲見委員

民間委託の民間というのはどういう民間なのかが問題になります。金儲けで委託するとダメですよ。図書館は地道な仕事ですから、商売にしようと思ったら無理ですよ。そうするとものすごく本の好きな人がいて、手間ひまかけるしかないです。手間ひまかける人な、ら直営の人でも委託の人でもいいと思う。人材がいれば。人材が確保できるかどうかです。例えば公害の問題で本がありませんかと言ったときに、賛成論とか反対論とか言える人でないと図書館として利用するメリットは無い。司書さんでも10年位の経験がいるし。市役所でも本の好きな人がいろんな所で経験を積んでおられれば専門職の人よりも知識のある人はいますから対応できると思います。手間ひまをかける人が確保できるかだと思います。

## 大江委員

皆さん思いがあつての意見ですので、やはりいろいろメリット・デメリットというのは皆さんが思っている中でのもので、いろいろな仮定でしか考えられないのが難しい。私としてはもう少し理解して勉強したいと思います。

## 渡邊会長

大事な図書館のことですので、忌憚の無い意見交換ができる状態ではないかもしれませんが、審議を延ばしても仕方ないことだと思うんですね。するならば直営か今のままか。完全に公募してしまうのは今まで出ていませんでしたよね。

## 小谷委員

少なくとも公募による指定管理というのは考えられない。

## 渡邊会長

現状維持のままが一部業務委託で相手が決まっている。それかこれを機会に完全直営に戻していくかどちらかだと思いますので、皆さんそれに関してももう少し審議をしたいということであれば早急に次回を決めていただいて、今日はまだ皆さん意見が出ないので、そこで審議をすることが必要になるのではないのでしょうか。いくら延ばしても変わらない人は変わらないでしょうから。分からない人は勉強会を開いて、もう少し勉強していただきましょう。

#### **永見次長**

事務局といたしましては、しばらく時間をかけて研究・検証しております。従いまして、図書館のこれからの運営についてどうあるべきかをいろいろと考えておりますが、あくまでも図書館は市民の皆さんにとっての図書館ですので、市民の皆さんの理解というのが必要になってくると思っています。前提として市民の皆さんの代表である委員の皆さんに十分議論いただいて、方向性というものをどう考えるのかを協議いただければと思っております。先ほどからお話しを伺う中で、それぞれのお考えがありますので、私どもとしましてはもうしばらくいろんな資料を提示させていただきながら、運営体制について議論を深めていく期間、回数が必要なのかなと思っております。先ほど会長がおっしゃいましたように、皆さんには任期がありますので、任期を踏まえながらスケジュール感を意識しながらご提示したいと思っております。会については間延びしないようにご提案していきたいと思っております。

#### **渡邊会長**

なるべく早い時期に次をとということをお願いします。

#### **本池委員**

私は市民の代表ということですが、学校関係ということですが。サービス面では低下はないということでしたので、図書館に対して学校現場としてはこうしてほしい、ああしてほしいという意見はありますけど、今日はそういう意見を述べる場が無かったので。今回は管理運営ということで大きな議題で話が進んでいます。事前にも勉強させていただいたが、いろんな人の意見を聞きながら新たに分かったこともあります。今、図書館に大変お世話になって、市内の小・中学生が図書館を、いろんな本を使わせていただいています。現行の学習要領でも図書館の位置づけは重要視されていまして、もうすぐ次の学習指導要領が出ますが、今まで以上に重要視されてくると思いますので、ますます活用させていただきたいと思います。

#### **渡邊会長**

次回また学校現場のこともお願いします。長時間にわたりありがとうございました。